

研究ノート

保育者養成課程における「領域『健康』の指導法」の授業内容の検討 —情報機器及び教材の活用に注目して—

中西一弘

(受理日：2021年1月5日)

Consideration Examination of Class Contents of “Teaching Method of Area” Health in the Childcare Development Course —Focusing on the Utilization of Information Equipment and Teaching Materials—

Kazuhiro NAKANISHI

要旨

本稿は、保育者養成課程の新カリキュラム導入における「保育内容『健康』の指導法」授業に関する、情報機器及び教材の活用内容に向けて課題を明確化し解決するため、今後の研究の方向性を見出すことを目的とした。その方法として、文献考証といわゆる「コロナ禍」で、情報機器を活用して、授業を行った経験などをもとに考察した。

その結果、情報機器を活用したグループワークや、事前・事後学習などを積極的に導入し、学生の対話的でより深い学びが実現できるよう工夫を重ね、開講に向けてより充実した授業の構築を目指す必要があることが今後の課題として顕在化した。

一方、情報機器の活用が進む保育現場に、学生が卒後新任者として積極的に対応し、即戦力として活躍するためには、保育者養成において、それぞれの保育現場に即した子どものための視聴覚教材を学生自身が制作し、指導計画を立てるといった、さらに一步踏み込んだ授業を構成していく必要があり、学生はそのための潜在能力を持っていると考えるに至った。

キーワード：保育、ICT、情報機器、領域健康、指導法

I. はじめに

「保育内容『健康』の指導法」は、「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の категорияに含まれ、（情報機器及び教材の活用を含む。）と明記されている通り、より積極的な情報機器及び教材の活用が求められている。また、「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」では、実際の保育場面で情報機器を活用できる、高度の知識・技能を獲得することが求められている。その保育内容の指導法の内の一つの科目である「保育内容『健康』の指導法」には、幼児期の身体活動の理解や運動指導などといった、動きを

伴う内容が含まれることから、特に視覚情報として、動画等を中心とした、情報機器及び教材の活用によって、実際の保育の様子や子どもの動きなどを具体的にイメージし、理解する意味で有効であることが推察される。

文部科学省は、幼児期運動指針ガイドブック¹⁾の冒頭で、運動指針策定の意義として幼児が楽しく体を動かして遊んでいる中で、多様な動きを身に付けていくことができるように、様々な遊びが体験できるような手立てが必要で、多様な運動刺激を与えて、体内に様々な神経回路を複雑に張り巡らせていくことが大切であるとしている。幼児

の多様な動きといった内容は、文字や言葉だけで伝えるよりも、写真、さらには動画で表現されればより理解しやすくなると考えられるため、特に情報機器の有効活用が期待される。

筆者が勤務している保育者養成校では、これまで、教員がパソコンで授業のコンテンツを作成し、スライドや動画を用意してクラス全員が同時にスクリーンを見て授業を受ける方法が多くみられ、学生が個々にパソコンなどの情報端末を手にしての授業は「情報処理」などの一部の授業において行われていた。しかし、現在、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、図らずも、保育者養成課程におけるそのほかの授業でも一定数の遠隔授業を実施している。教員は、学生に授業や課題を配信し、あるいは、ウェブ会議ツールでの同時双方向で学生はパソコンやスマートフォンなどの情報機器を活用して、教員に課題レポートなどを提出している。試行錯誤しながらも情報機器を活用し、学習に取り組んでいる。

II. 研究目的

平成30年に幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が改訂され、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明示された。その内容は保育所・幼稚園・こども園で統一されたものになっている。その保育現場で、「初任者が実践的指導能力や現場の課題への対応力に欠ける」など指摘される現状を背景に、即戦力を培う教職課程といった在り方と、教員の資質能力の向上を目指し、教職課程コアカリキュラムが作成された。ついては、これを大学の教職課程を編成する際に参考とする指針とし、教員の養成、研修を通じた教員育成における全国的水準の確保が求められている。新課程においては、5領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）に関する領域論と密接に連携し機能する「領域の指導法」は、実践的指導能力や現場の課題への対応力の向上に向けて高い重要性を持つものと考えられる。

本稿では、保育者養成課程の新カリキュラム導入における「保育内容『健康』の指導法」授業に関する、情報機器及び教材の活用内容に向けて、課題を明確化し解決するため、今後の研究の方向性を見出すことを目的とする。

III. 研究方法

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、教職課程コアカリキュラムとモデルカリキュラム、先行研究事例等、保育者養成課程に関する書籍等、参考資料、コロナ禍における遠隔授業の経験などをもとに検討する。

IV. 倫理的配慮

文献から本文を引用する場合は、出典（文献）を明記する。図・表は出典（文献）を明記する。

V. 研究結果

1. 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園 教育・保育要領改訂の経緯

文部科学省²⁾は、幼稚園教育要領改訂の経緯について、「変化が急速で予測が困難な時代にあって、学校教育には、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められている」としている。学校が抱える課題の複雑化・困難化の中、学校の工夫だけにその実現を委ねることは困難な状況を踏まえ、平成29年3月31日、学校教育法施行規則を改正とともに、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領が公示され、幼稚園教育要領は、平成30年4月1日から実施されている。

一方、保育所保育指針³⁾は、昭和40年に策定され、2回の改訂を経た後、前回平成20年度の改定に際して告示化された。その後、子どもの健やかな成長を支援していくため、全ての子どもに質の高い教育・保育を提供することを目標に掲げた子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から施行された。

1、2歳児を中心に保育所利用児童数の急増など、保育をめぐる状況は大きく変化している。この間、子どもの育ちや子育てに関わる社会の状況については、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等を背景に、様々な課題が拡大、顕在化してきた。そのため、保育所が果たす社会的な役割は近年一層重視されている状況の下、新たに保育所保育指針（平成29年厚生

労働省告示第117号) が公示され、平成30年4月1日より適用されることとなった。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領⁴⁾は、平成26年4月、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めた「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」(以下「教育・保育要領」という。)を内閣府・文部科学省・厚生労働省共同告示により公示、平成27年4月に施された。その後、幼稚園教育要領(平成29年文部科学省告示第62号)及び保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)との整合性の確保をし、平成29年3月、内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号をもって公示された。

2. 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の関係性

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領は、平成29年3月告示の時点で、幼児教育(3歳以上)において、その「領域」「内容」「内容の取扱い」及び、幼児期に「育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」についてもその主な内容は統一されている。

一方、保育所保育指針では、乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実を改定の方向性の1つとして、挙げている。そこでは、乳児から2歳児までは、心身の発達の基盤が形成される上で極めて重要な時期であるとされている。この時期の子どもが、生活や遊びの様々な場面で主体的に周囲の人やものに興味をもち、直接関わって

いこうとする姿は、「学びの芽生え」であり、生涯の学びの出発点にも結び付くものであるとされている。こうしたことを踏まえ、3歳未満児の保育の意義をより明確化し、その内容について一層の充実が図られた。特に乳児期は、発達の諸側面が未分化であるため、「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」の三つの視点から保育内容を整理して示し、実際の保育現場で取り組みやすいものとなるような配慮がなされた。この点において、幼保連携型認定こども園教育・保育要領においても、改訂に当たっての基本的な考え方として、「幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確保」を明文化し、「乳児期及び満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関する視点及び領域、ねらい及び内容並びに内容の取扱いを明示した」としている。

3. 幼稚園課程と保育士課程併設シラバスの配慮箇所

保育教諭養成課程研究会、日本保育者養成教育学会⁵⁾は、幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程を併設する際のシラバス作成についての留意点として幼稚園教諭養成課程「保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」の科目と保育士養成課程「保育内容演習」を両課程に共通する科目として開講する際に、必ず含むべき事項として、シラバス作成に伴う配慮箇所(表1)を示している。これら配慮すべき事項を包括する授業内容を担保することによって、両課程に共通する科目として認められることとなる。

表1 両課程に共通する科目としてのシラバス作成時配慮箇所

<p>1. 子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりである「養護」</p> <p>① <u>子どもの生理的欲求を満たし、子どもが健康、安全、快適に過ごすための生活援助</u></p> <p>② <u>子どもを受容し、子どもが安心感と安定感をもって過ごすための援助や関わり</u></p> <p>2. 子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である「教育」</p> <p>(1) <u>保育所保育指針に示す乳児保育における3つの視点</u></p> <p>① <u>「健やかに伸び伸びと育つ」(健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基盤を培う)</u></p> <p>② <u>「身近な人と気持ちが通じ合う」(受容的・応答的な関わりの中で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基盤を培う)</u></p> <p>③ <u>「身近なものに関わり感性が育つ」(身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基盤を培う)</u></p> <p>(2) <u>保育所保育指針に示す</u></p> <p>(3) <u>1歳以上3歳未満児及び3歳以上児の保育におけるそれぞれ5つの領域</u></p>

4. 教職課程コアカリキュラム

文部科学省⁶⁾は、「我が国の教員養成においては、将来、知識基盤社会を生きることになる幼児・児童・生徒の教育に、幅広い視野と高度の専門的知識・技能を兼ね備えた高度専門職である教員が当たること」を目的とする一方で、「同時に教員は、教職についてその日から、学校という公的組織の一員として実践的任務にあたることとなるため、教職課程は、学芸と実践性の両面を兼ね備えていることが必要とされ、教員養成は常にこの二つの側面を融合することで高い水準の教員を養成することが求められてきた」としている。また、初任者が実践的指導能力や現場での対応力欠如などの批判を受けたことから、大学が教職課程を編成するに当たり参考とする指針（教職課程コアカリキュラム）を作成することによる、教員の養成、研修を通じた教員育成における全国的水準確保の必要性を、平成27年の中央教育審議会答申で提言されたことを契機に検討されることになった。

なお、教職課程コアカリキュラムの活用については、各大学において教職課程を編成する際に、教職課程コアカリキュラムの内容や「校長及び教員の資質の向上に関する指標」を踏まえるとともに、大学や担当教員による創意工夫を加え、体系性を持った教職課程になるよう留意すること。その際、幼稚園教育においては、各教科等の授業を通じた学習ではなく遊びを通しての総合的な指導を中心とする等、学校種や職種の特性を踏まえて創意工夫を行うことが必要である⁷⁾としている。同資料の「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」⁸⁾では、到達目標に「各領域の特性や幼児の体験との関連を考慮した情報機器及び教材の活用を理解し、保育の構想に活用することができる。」と記載されている。なお、教職課程コアカリキュラムに倣い、教職課程の各事項について、当該事項を履修することによって学生が習得する資質能力を「全体目標」、全体目標を全体のまとまり毎に分化させた「一般目標」、学生が一般目標に到達するために達成すべき個々の基準を「到達目標」とされている⁹⁾。したがって、これら「到達目標」の要件をすべて満たすシラバスを大学が作成し、実践することにより「一般目標」「全体目

標」が達成されるよう教員養成に取り組むことが肝要といえよう。なお、科目名には、「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」と「情報機器及び教材の活用」が明記されており、到達目標にも、「各領域の特性や幼児の体験との関連を考慮した情報機器及び教材の活用を理解し、保育の構想に活用することができる。」（下線筆者）と書かれている。「保育内容の指導法」の授業を通じて、情報機器の使い方を学ぶことは必須であり、実際の保育場面で情報機器を活用できる、高度の知識・技能を獲得することが求められている。

5. モデルカリキュラム

文部科学省¹⁰⁾は、幼稚園教諭の養成課程のカリキュラム開発の背景として、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成基礎を培うものであり、質の高い幼児教育を展開・充実は、子どもの人格形成を目指す学校教育の重要な課題であるとしている。また、教員の資質能力の向上は、喫緊の課題で、幼児期の学校教育を実践していく専門家としての資質能力を検証しつつ、幼稚園教諭の養成段階から現場段階への一貫した理念のもとで人材を育成することが不可欠であるとしている。一方、これからの時代の幼稚園教諭に求められる資質能力について、(1)「幼稚園教諭として不易とされる資質能力」と(2)「新たな課題に適応できる力」(3)「組織的・協働的に解決する力」の3つを示している。幼稚園教諭の養成段階から現職段階への一貫した理念に基づいてその資質能力の向上を図り、長期的かつ総合的な視野を持って養成にあたる必要があるとし、自律的に学ぶ姿勢を持ち続け、自らの資質向上に向けて努力を惜しまず新たな課題に適応していく現職幼稚園教諭へ繋がる養成段階であることが求められているのである。また、幼稚園教育についての基本的な知識や理解の習得を通して「実習など色々大変だが、やっぱり子供がすき」という感情を持ち、幼稚園教諭としての成長を見通した上で、何を理解し身につけるかを考える必要があるとしている。

文部科学省は、モデルカリキュラムについて、「各大学等において教職課程コアカリキュラムに沿って、シラバスを作成する際に参考とするために

いくつかの授業モデル等を示したもの¹¹⁾である」としている。したがってモデルカリキュラムはコアカリキュラムから実際の授業をデザインして行くための参考となるものであり、シラバス作成の際には、モデルカリキュラムを基礎とし、その「全体目標」、「一般目標」、「到達目標」のすべてを達成するための合目的な内容となっている必要がある。コアカリキュラムでは、「保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」について紹介されていたが、モデルカリキュラムでは、「① 健康」「② 人間関係」「③ 環境」「④ 言葉」「⑤ 表現」の5領域それぞれについて紹介されている。本稿の課題とした「保育内容『健康』の指導法」は、「保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」のカテゴリーに含まれるものであり、その到達目標には「領域「健康」の特性および幼児の体験との関連を考慮した情報機器及び教材の活用法を理解し、保育構想に活用することができる」と記載されている。

モデルカリキュラムには、「考えられる〈授業モデル〉¹²⁾として、授業の具体的例が示されている。この〈授業モデル〉の内容には、実際には、1)から7)までそれぞれに到達目標との関係についても記載されおり、「(1) 領域「健康」のねらい及び内容」の「1) 幼稚園教育要領に示された幼稚園教育の基本を踏まえ、領域「健康」のねらい及び内容並びに全体構造を理解している」を除くすべての到達目標に対応している。したがって、「保育内容『健康』の指導法」の履修前に、「領域に関する専門的事項」の「幼児と健康」の授業を履修し、単位取得している場合には、「(1) - 1」の「領域に関する専門的事項」の「幼児と健康」に関しては確認と復習のための授業でよいと考えられる。したがって、〈授業モデル〉を参考とし、準拠し、さ

らに、大学等が独自性を伴うシラバスを作成し、適切な授業運営を行うことも可能である。

一方、コアカリキュラムでは、「到達目標」において言及されていた「情報機器及び教材の活用」について、モデルカリキュラムでは、「考えられる授業モデル」において「食事や着脱、清潔などの生活習慣や災害時の安全に関する指導」については、具体例を示す資料や視聴覚教材などのICTを活用し、幼児の具体的な活動の仕方や行動について理解できるようにする」「模擬保育においては、教材及び音楽再生機器等の効果的な活用を検討したり、振り返りの際にICTを活用し視覚化したりしながら、学生同士が意見を交換する等、協議する機会を設ける」(下線筆者)という表現で、具体的な方法に関して言及されている。

6. 小学校教育との接続

「幼稚園教育要領解説¹³⁾」では、「小学校教育との接続に当たっての留意事項」として、幼稚園はその教育及び保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながるとし、配慮を求めている。また、幼児は、幼稚園から小学校に移行していく中で、突然違った存在になるわけではなく、発達や学びは連続しており、幼稚園から小学校への移行を円滑にする必要があるとしている。

一方、文部科学省は、小学校学習指導要領解説総則編14)の中で、「各学校においてコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、「各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図る」、「各教科等の特質に応じて、次の学習活動を計画的に実施する」とし、学習内容(表2)を挙げている。

表2 情報手段を活用した学習内容¹⁴⁾より抜粋し作表

ア	児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動
イ	児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動

また、コンピュータ等が急激に伸展を遂げ、日常生活に浸透し、スマートフォンやパソコン等の情報機器によって子どもたちが情報を活用したり発信したりする機会が増えていることなどの現状を踏まえて、「情報活用能力の育成を図るためには、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段及びこれらを日常的・効果的に活用するために必要な環境を整えとともに、各教科等においてこれらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが重要である」としている。つまり、小学校では、今後各教科において情報機器を活用した授業を充実することが望まれている。さらに、「情報手段を活用した学習活動を充実するためには、国において示す整備指針等を踏まえつつ、校内のICT環境の整備に努め、児童も教師もいつでも使えるようにしておくことが重要である」としている。

7. 保育者養成校の授業の現状

現在、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、著者が勤務している保育者養成校の一定数の授業では、ウェブサイトの一つであるGoogle Classroomを利用し、インターネット上で課題の受け渡しや管理をする方法や、ウェブ会議ツールでの同時双方向で、遠隔授業を実施している。筆者が担当する演習科目、「体育と遊び／幼児体育」の授業もまた、教員が、学生に授業や課題を配信し、学生はパソコンやスマートフォンなどのITC. を活用している。学生は、課題レポートやなどをテキストデータや静止画像、動画データで、一部では、作成した動画をYoutubeでインターネット上に公開した上で、リンクのアドレスを提出するなどしている。

8. 情報機器活用の具体例

吉永¹⁵⁾は、「幼稚園教諭養成におけるICT活用とは」と題して、大学教員が情報機器を活用し、資料を集集、加工・編集して幼児の姿や指導の様子がわかる映像や写真等の視覚教材を活用し、具体的な保育現場がイメージできる工夫が重要であるとしている。また、学生が講義の中で、様々な情報機器に親しみ、デジタルカメラで撮影した写真を挿入するレポートを作成するといった活動から

情報機器を使いこなしていくための機会を増やすことを推奨している。さらに、ITCの活用及びアクティブラーニングについて、ビデオカメラやパソコン・タブレット等の情報機器を活用しながら、グループワークを中心として、主体的・対話的で深い学びを実現し、学生一人一人の学びが深まるようにしたいと結んでいる。

VI. 今後の課題と方向性

「領域『健康』の指導法」の授業では、生活習慣や災害時の安全、幼児の身体活動など、映像資料などを活用することで、実感して理解し、具体的なイメージが持てるような効果的な授業内容が求められている。この課題に対応するには、情報機器を活用し視聴覚教材を使って、学生同士が意見を交換する等、協議する、対話的なアクティブラーニングを機能させていく工夫が有効であると考えられる。

一方、小学校教育においても、情報通信ネットワークなどの情報手段及びこれらを日常的・効果的に活用するために必要な環境を整え、授業内や自宅学習での情報機器の活用が推進されている。幼児期に小学校の先取りをする必要はないが、今後、小学校教育との接続を円滑にする為にも遊びの中で情報機器に親しみ、活用する機会が増えることが推察される。

今回参考にした「教職課程コアカリキュラム・モデルカリキュラム」等では、その授業内容について、学生による情報機器を活用しての保育教材の作成等にまでは言及されていない。しかし、情報機器の活用が進む保育現場に、学生が卒業後新任者として対応し、即戦力として活躍することが求められている。そのためには、保育者養成において、情報機器を活用して学生が保育の学びを深めることにとどまらず、それぞれの保育現場の状況に即した「子どものための視聴覚教材などのコンテンツを学生自身が制作し、保育現場で活用するための指導計画を立てる」といった一歩踏み込んだ授業を構成が有効となる。

一方、学生はコロナ禍において提示された課題に対して、文字データ、写真、動画などの成果物をウェブサイト経由で日々教員に送信してきた。この経験から、学生は、「保育のためのコンテンツ

を制作し、指導計画等を検討する」、といった授業課題に対応するための潜在能力を十分に有しているものと考えられる。

引用文献

- 1) 文部科学省. 『幼児期運動指針ガイドブック』. 平成24年5月. 最終閲覧令和2年11月22日.
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/undousisin/1319772.htm
- 2) 文部科学省. 『幼稚園教育要領解説』. 平成30年2月. 最終閲覧令和2年11月22日.
https://www.mext.go.jp/content/1384661_3_3.pdf
- 3) 厚生労働省. 『保育所保育指針解説』. 平成30年2月. 最終閲覧令和2年11月22日.
https://www.ans.co.jp/u/okinawa/cgi-bin/img_News/151-1.pdf
- 4) 内閣府・文部科学省・厚生労働省. 『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説』. 平成30年3月. 最終閲覧令和2年11月22日.
https://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/pdf/youryou_kaisetsu.pdf
- 5) 保育教諭養成課程研究会、日本保育者養成教育学会 『幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程を併設する際の担当者及びシラバス作成について』 平成30年5月. 最終閲覧令和2年11月22日.
https://www.hoyokyo.or.jp/http://www.hoyokyo.or.jp/nursing_hyk/reference/30-1s4.pdf P14.
- 6) 文部科学省. 『教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会』 平成29年11月. 最終閲覧令和2年11月22日.
https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/11/27/1398442_1_3.pdf P2. 3.
- 7) 文部科学省. 前掲6). P3.
- 8) 文部科学省. 前掲6). P8.
- 9) 文部科学省. 前掲6). P3.
- 10) 文部科学省. 『幼稚園教諭の養成課程のモデルカリキュラムの開発に向けた調査研究』. 平成29年3月. 最終閲覧令和2年11月22日.
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1385790.htm P1.
- 11) 文部科学省. 前掲10). P39.
- 12) 文部科学省. 前掲10). P22. 23.
- 13) 文部科学省. 前掲2). P84.
- 14) 文部科学省. 『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説総則編』 平成29年7月. P83.
- 15) 無藤隆代表保育教諭養成課程研究会. 『幼稚園教諭養成課程をどう構成するか～モデルカリキュラムに基づいた提案～』. 株式会社萌文書林. 令和2年4月. P32.